

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 0 4 号		
件 名	就学援助の改善を求めることについて		
要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大で、市民の暮らしや子育て世代への影響は大きく、いつまで続くのか先が見えない不安の中にいます。子供たちの家庭では「一斉休校で仕事を休んだが、給料の補償はない」「仕事が減った」「残業がなくなり、家計が苦しい」など、経済状況は悪化しています。一方、教育費の負担は変わらず家計を圧迫しています。</p> <p>新潟市は、平成 30 年度に就学援助（要・準要保護児童生徒援助費）の支給基準を引き下げ、対象外や階層変更で子供たちに大きな影響がありました。集中改革プランで、令和 3 年度に支給基準をさらに引き下げようとしています。このことによって、階層変更が 3,600 人、対象外は 1,200 人に影響があると試算されており、貧困と格差が広がるを考えます。集中改革プランは、新型コロナウイルス感染症が発生する前の計画であり、コロナ禍で市民の暮らしが大変な状況の中、今引き下げるべきではなく、市民はむしろ拡充することを求めていきます。</p> <p>平成 30 年に教育委員会が行った子供の学習費の調査では、家計力が低いほど学校教育費や学校給食費などに負担を感じているという結果もあり、学校給食費は階層別支給ではなく全額支給が求められています。また、新潟市就学援助制度意見聴取会議の調査で、本来受給可能と思われる世帯 16.1%が受けていない実態も浮き彫りになりました。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>		
付 託 年月日 委員会	令和 3 年 2 月 18 日	第 1 項 第 2 項	} 文教経済常任委員会
受 理	令和 3 年 2 月 8 日	第 532 号	

陳情第104号

憲法第 26 条は、義務教育は無償とうたっており、教育基本法第 4 条第 3 項では、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」としています。

新潟市の新・すこやか未来アクションプランでは、社会全体で子供を大切にする環境づくりを進め、子供・子育て支援の充実を図ることを目指しています。新潟市の未来を担う子供たちが、教育の機会均等の下、お金の心配をしないで、全員が安心して栄養バランスの整ったおいしい給食を頂き、心身の健全な成長と教育を受けられるよう、一層の充実が求められています。

就学援助の引下げの中止と充実のために、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 就学援助支給基準の減額を中止すること。
- 2 学校給食費は階層別支給を廃止し、全員に全額支給すること。